

社会福祉法人師勝福社会評議員等の報酬及び費用弁償に関する規程

平成 29 年 6 月 27 日評議員会議決

(趣旨)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人師勝福社会定款（以下「定款」という。）第 9 条の規定に基づき、社会福祉法人師勝福社会の評議員等（評議員及び評議員選任・解任委員をいう。以下同じ。）に対して支給する報酬及び費用弁償について必要な事項を定めるものとする。

(報酬を支給する者及び報酬の額)

第 2 条 報酬を支給する者及び報酬の額は、次の各号の掲げる区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。

- (1) 評議員 日額 5,000 円
- (2) 評議員選任・解任委員 日額 5,000 円

(報酬の支給)

第 3 条 報酬は、その者が職務に従事した日数に応じて支給し、その都度とする。

(費用弁償)

第 4 条 評議員等が職務のため旅行したときは、その旅行に関して、費用弁償として旅費を支給する。

- 2 前項の規定により支給する旅費の額は、社会福祉法人師勝福社会旅費規程（平成 10 年 6 月 18 日議決）の規定に基づき支給する旅費相当額とする。

(雑則)

第 5 条 この規程に定めるものほか報酬及び費用弁償に関し必要な事項は、理事会において協議の上、理事長が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成 29 年 6 月 27 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 社会福祉法人師勝福社会評議員選任・解任委員報酬基準（平成 29 年 2 月 9 日議決）は、廃止する。